

「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第一部分第一章 4.1.2 発明者	<p>「願書に<u>発明者のすべての身元情報を記載しなければならず</u>、」について、「発明者のすべての身元情報」とは、どのような情報を指すのか不明確です。</p> <p>内容が曖昧であることから、当該追記は削除されるべきであると考え、削除を要望いたします。</p>	<p>発明者のすべての身元情報」との表現は、その範囲が不明確であり、氏名・住所に加えて身分証明書番号やパスポート番号などの機微な個人情報まで含む可能性があります。これらの情報の提出を求めるとすれば、個人情報保護の観点から問題があり、慎重な検討が必要です。</p> <p>特に、中国国外で第一国出願を行った後に優先権を主張して中国に出願する場合、第一国出願の願書に記載された発明者情報（氏名・住所）以上の詳細な情報を中国出願のみに追加することは、実務上困難です。主要国においても、発明者の正式な氏名以上の個人情報を願書に記載させる制度は存在せず、これを中国のみが要求することは国際的な制度調和を損なうおそれがあります。</p> <p>なお、「4.1.2 発明者」第二項において、「発明者は本人の実名を使わなければならない、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。」ことが既に規定されており、これにより十分な識別が可能です。</p> <p>したがって、「発明者のすべての身元情報を記載しなければならない」との追記は不明確かつ不要であり、削除すべきと考えます。</p>
第一部分第一章 4.1.6 専利代理機構、専利代理人	<p>「<u>専利代理機構は、提出した専利願書における発明者の身元情報、出願人の身元情報及び連絡先が真実かつ有効であることを保証しなければならない。</u>」について、「発明者の身元情報」及び「出願人の身元情報」とは、どのような情報を指すのか不明確です。</p> <p>内容が曖昧であることから、当該追記は削除されるべきであると考え、削除を要望いたします。</p>	<p>「発明者の身元情報」とは、具体的にどのような情報を指すのかが不明確です。上記理由に基づき削除すべきです。</p> <p>また、「出願人の身元情報」についても、「4.1.3 出願人」において既に出願人に関する要件が規定されており、この規定と新たに追記された「出願人の身元情報」との関係が不明確です。仮に「出願人の身元情報」が「4.1.3 出願人」の規定内容を指すのであれば、追記は不要です。一方で、これを超える詳細な情報の記載を求めるのであれば、他の主要国の制度と整合しない要件を課すこととなり、国際的な制度調和を損なうおそれがあります。</p> <p>さらに、願書に記載される発明者及び出願人の名称や連絡先が真実かつ有効であることは、出願人自身が</p>

		<p>負うべき責任であり、専利代理機構にその保証義務を課すことは、過度な負担を強いるものであり適切ではありません。</p> <p>以上の理由から、「専利代理機構は、提出した専利願書における発明者の身元情報、出願人の身元情報及び連絡先が真実かつ有効であることを保証しなければならない。」との追記は不明確かつ不要であり、削除すべきと考えます。</p>
<p>第二部分第三章 6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理</p>	<p>「発明専利出願の補正を行うほか、」及び「又は補正」の削除を止め、「出願人が実用新案専利権を放棄しない場合には、当該発明専利出願は拒絶される。」の追加を止めていただくことを要望いたします。</p>	<p>改正草案では、同一の発明創造について同日に発明専利と実用新案の両方を出願した場合、現行制度で認められている「発明専利出願の補正」または「実用新案専利権の放棄」という2つの対応策のうち、補正による対応が廃止され、放棄しない限り発明専利出願が拒絶されることとなります。</p> <p>改正草案によれば、同日に同一の発明創造について発明専利と実用新案を出願し、発明専利の実体審査において拒絶理由がないまま、実用新案専利権と同一の発明創造である旨の通知がなされた場合、従来は発明専利出願の請求項を補正することで、発明専利権と実用新案専利権の両方の権利を取得できましたが、今後は一方の権利しか取得できなくなります。</p> <p>このように、同日の出願によって両方の専利権を取得できた制度を、一方の権利のみに制限することは、出願人にとって費用や労力の無駄を生じさせ、権利取得の機会を不当に制限するものであり、不適切であると考えます。</p>
<p>第五部分第七章 8. 審査の順序 8.3 早期審査</p>	<p>「国家レベルの知的財産権保護センター又は快速維権センターによる予備審査に合格した後に提出された専利出願」とありますが、「予備審査」を受けるための手続きや要件を含めて「予備審査」の詳細な内容を追記いただくことを要望いたします。</p> <p>特に、中国出願だけでなく、中国国外の第一国出願の優先権に基づく中国出願についても、「予備審査」を受けることができるように、適用範囲と手続きを明確化することを要望いたします。</p>	<p>「早期審査」の対象となる要件として「予備審査」への合格が求められていますが、この「予備審査」の内容や基準についての詳細な説明がなく、制度の理解が困難です。</p> <p>特に、「予備審査」を受けるための手続きや要件についても明らかにされておらず、出願人が適切に対応するために必要な具体的な情報が不足しています。</p> <p>したがって、「予備審査」の内容および申請手続きについて、詳細に説明を記載すべきと考えます。</p> <p>さらに、中国国内出願に限らず、中国国外での第一国出願の優先権に基づく中国出願についても「予備審査」の対象とすることが望ましく、その適用範囲及び手続きを明確化すべきです。</p>

以上